

# 国立大学法人高知大学生産物等管理規則

平成 16 年 4 月 1 日  
規則 第 107 号

最終改正 令和 3 年 9 月 10 日規則第 20 号

(趣旨)

第 1 条 国立大学法人高知大学（以下「本学」という。）において生産又は加工された物（以下「生産物等」という。）の取得、使用及び処分（以下「管理」という。）については、他の法令又はこれらに基づく特別の定めのある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

(取得)

第 2 条 生産又は加工の担当職員は、生産物等が発生した都度、生産物等台帳（様式第 1 号）に登載するとともに、第 4 条の規定により使用する場合を除き、生産物等発生通知書（様式第 2 号）を作成し、所属の長に通知しなければならない。

(売払い)

第 3 条 前条により通知を受けた生産物等は、売り払うものとする。

2 前項により売り払う場合においては、国立大学法人高知大学契約事務取扱規則及び国立大学法人高知大学契約事務取扱要領により、所定の手続を経て処理しなければならない。ただし、せり売り業者等に委託して販売する場合など、特別な方法によらなければ売り払うことができない場合はこの限りではない。

(実験研究等に使用の場合)

第 4 条 生産物等を実験研究、種苗、肥料、飼料及び事業等に使用しようとする場合は、計画書を学長に提出して承認を得なければならない。

(特別処理)

第 5 条 生産物等で、この規則によって処理しがたいものがあるときは、学長の承認を得て、部局の長が処理するものとする。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 4 月 26 日規則第 15 号）

この規則は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 9 月 10 日規則第 20 号）

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

様式第 1 号

生 産 物 等 台 帳

品 目 \_\_\_\_\_

年 月 日	摘 要	単 位	受 入 高	払 出 高	残 高	備 考

様式第 2 号

生 産 物 等 発 生 通 知 書

所属の長 殿 部局長 年 月 日 下記の生産物等が発生したので通知します。					生産物等台帳 登 載 年 月 日	
					年 月 日	
品 目	単 位	規 格	数 量	備 考		